

国指定文化財 田子山富士保存会会則

第 1 章 総 則

- 第1条 名 称 本会は田子山富士保存会と称する。(通称「志木のお富士さん」)
- 第2条 事 務 所 本会の事務所は志木商工会内に置く。また、必要な時は理事会の議決を経て事務局を設置出来る。
- 第3条 目 的 本会は国指定重要有形民俗文化財として貴重な田子山富士(富士塚)を保全すると共に、日本の文化、歴史、自然環境など後世に残すべき遺産を守り、語り継ぐことを目的とする。
- 第4条 事 業 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
1. 田子山富士保全に必要とされる工事、環境整備を行う。
 2. 田子山富士造営の経緯を伝え、志木市の歴史と未来を展望する啓発活動を行う。
 3. 富士山に象徴される、日本の美しく豊かな自然を愛し守る心を人びとに伝える活動を行うと共に、町おこしの振興に寄与する。
 4. 毎年7月1日に近い週末日に、田子山富士の「山開き」を行う。
 5. 毎年8月21日に近い週末日に、「山仕舞い」を行う。
 6. 前記に掲げるものの他、本会の目的達成に必要な事業を行うため、専門部会を設置することができる。
- 第5条 事 業 年 度 毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 2 章 会 員 等

- 第6条 会員の資格 本会の会員または賛助会員たる資格を有する者は、本会の目的に賛同する個人、法人、各種団体とする。
- 第7条 入 会 本会の会員または賛助会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込み書を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。
- 第8条 退 会 本会の会員または賛助会員は自由意志により退会することができる。また会費を2年以上納入しない場合は、退会したものとする。
- 第9条 会 費
1. 会員は毎年次に定められた会費を納入しなければならない。
 2. 本会の会費は年額 個 人 1,000円以上
法 人 5,000円以上
各種団体 10,000円以上
 3. 既納の会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。
- 第10条 賛 助 会 員
1. 本会の趣旨、事業に賛同する個人または団体にあつて賛助会費を納めるものは、賛助会員となること出来る。
 2. 賛助会員の会費は年額 個 人 1,000円以上
法 人 5,000円以上
各種団体 10,000円以上

第 3 章 役 員 等

- 第11条 役員 1. 本会は役員として理事を置く。また監事2名を置く。
2. 会長1名、副会長は2名とし、常任理事を置くことができる。
3. 常任理事のうち1名を、事務局および会計担当とする。
4. 本会に顧問を置くことができる。
5. 本会に相談役を置くことができる
- 第12条 役員を選任 1. 理事および監事は、総会で選任する。
2. 会長および副会長は、理事会の互選でこれを定める。
3. 常任理事は、理事会の同意を得て会長が指名する。
- 第13条 役員職務 1. 会長は本会の代表者として、その職務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行する。
3. 常任理事は常務を処理し、会長および副会長が事故ある時は、あらかじめ定められた順序により、その職務を代行する。
4. 監事は会計を始めとする、理事の業務執行の状況を監査する。
- 第14条 役員任期 1. 役員任期は2年とする。但し補欠または増員により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
2. 役員は再任されることができる。
- 第15条 役員解任 役員が本会の役員としてふさわしくない行為をした時は、総会において解任することができる。
- 第16条 役員報酬 役員は無報酬とする。

第4章 総会等

- 第17条 総会 1. 定期総会は役員総会とし、毎年年度はじめに会長が招集し、次の事項を決定する。
2. 決定事項 ・事業報告 ・決算 ・事業計画 ・予算
・理事および監事の選任
・会則の制定および改定 ・その他
3. 総会による決定事項は、会報などにより会員に通知する。
4. 臨時総会は、会長が必要に応じて招集することができる。
- 第18条 会議議決 出席者の過半数を以って、可否を決する。

- 附 則 本会会則は、令和3年4月18日より施行する。
・制定 平成17年11月19日
・改定 平成24年4月15日
・改定 令和3年4月18日

